

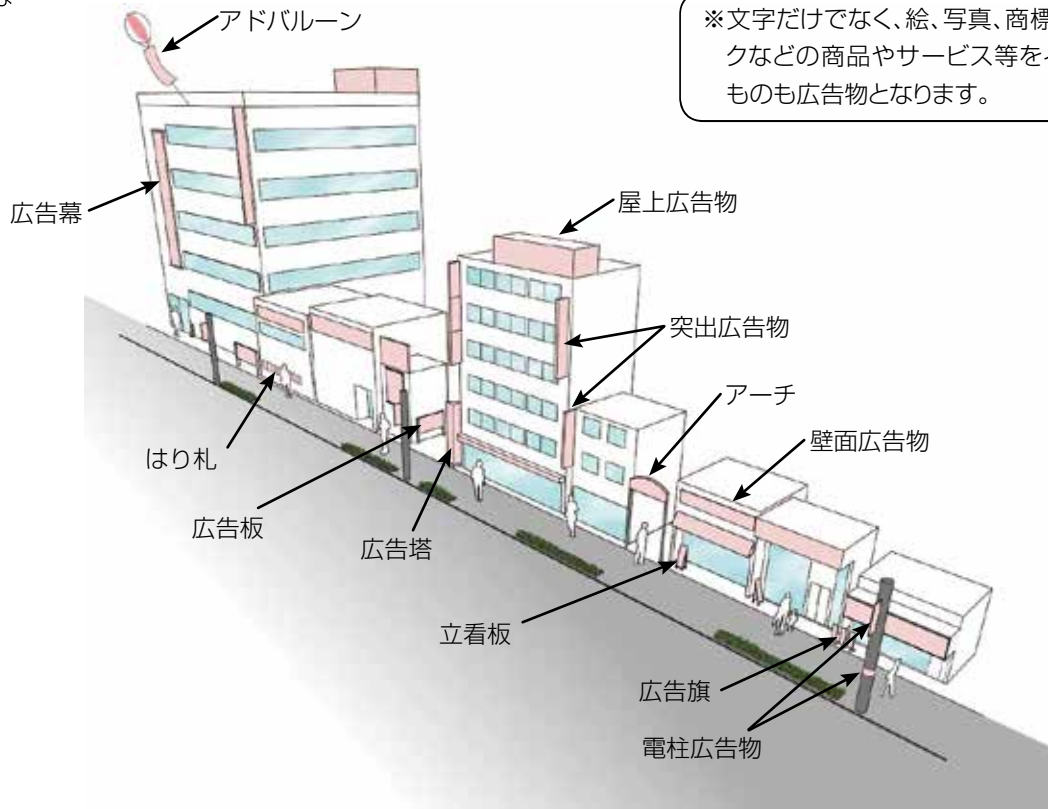
# 3

## 屋外広告物とは

### 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される」広告物です。

例えば……



※文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなどの商品やサービス等をイメージさせるものも広告物となります。

### 広告物を表示できない物件（禁止物件）

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、路傍樹、保存樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便差出箱、信書使差出箱、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、道路の路面

※電柱、街灯柱には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できません。



### 表示してはいけない広告物（禁止広告物）

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

